

●文中の「SC」はサービスセンターの略



## ◆ゴールデンウィークのごみ収集

4月・5月の祝日は、次のごみ収集は平常どおり行います。収集日にあたっていている地区のかたはお忘れなく。

■4月29日(金)「昭和の日」▶家庭ごみ

■5月3日(火)「憲法記念日」と5日(木)「こどもの日」▶家庭ごみと資源化物

■4日(水)「みどりの日」▶資源化物

●問い合わせ 環境都市推進課

☎(888)5709

## ◆粗大ごみ申し込みは専用受付へ

☎(869)2002

(平日午前9時～午後4時)

例年、ゴールデンウィーク明けは粗大ごみの申し込みが集中し、専用受付電話が大変混み合います。日によっては余裕をもっておかけください。

あらかじめ、縦・横・高さを測ってから電話をすると、受付手続きがスムーズになりますのでご協力をお願いします。

## 障がいのあるかたの団体の交流活動などに助成

障がいのあるかたやそのご家族などからなる団体が自発的に行う活動に助成します。市ホームページに掲載している「申請の手引」に従って

従ってお申し込みください。

## ◆広報ID番号 1034188

対象事業▶団体が地域で行う、情報交換のできる交流会や孤立防止のための見守り活動など、共生社会の実現に向けた活動

補助上限額▶30万円

●問い合わせ

障がい福祉課 ☎(888)5663

FAX(888)5664

## 高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種



肺炎球菌ワクチンを接種することで、肺炎の予防や重症化を防ぐ効果があります。この予防接種は、法律上の義務ではなく、本人の希望により接種するものです。対象のかたは、接種をご検討ください。

対象▶秋田市に住民票があり、これまで一度もこのワクチンを接種したことがない、次の①か②に該当するかた(今まで接種を受けたことがないことを、ご家族やかかりつけ医などによく確認しましょう)

①次の年齢のかた。かつこ内は生年月日の期間(S||昭和 T||大正)

65歳(S32・4・2～S33・4・1)

70歳(S27・4・2～S28・4・1)

75歳(S22・4・2～S23・4・1)

80歳(S17・4・2～S18・4・1)  
85歳(S12・4・2～S13・4・1)  
90歳(S7・4・2～S8・4・1)  
95歳(S2・4・2～S3・4・1)  
100歳(T11・4・2～T12・4・1)

◆対象者には、4月下旬にお知らせのながきをお送りします。はがきが届いたかたでも、今までのワクチンを任意に接種したことがあるかたは対象外です。

②接種日に60～64歳で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかた

\*接種の際、身体障害者手帳の写し(氏名、障がい名、等級がわかる部分)をお持ちください。  
\*2つ以上の障がい重複する場合は、右記部位の個別の等級が1級であることをご確認ください。

接種期間▶来年3月31日(金)まで

接種料金(自己負担額)▶接種料金は医療機関により異なりますので、直接医療機関へお問い合わせください

課税世帯のかた：医療機関が定める接種料金から市助成額5千251円を差し引いた額

非課税世帯のかた(世帯全員が非課税)：医療機関が定める接種料金から市助成額6千251円を差し引いた額

生活保護世帯などのかた：無料

接種できる医療機関▶市と契約した県内の医療機関。予約が必要な場合もあります。予約の受付状況やワクチンの在庫状況は、直接医療機関へお問い合わせください

持ち物▶4月下旬に秋田市から送られるお知らせのながきと、それぞれ次のものが要です

課税世帯のかた：健康保険証  
非課税世帯のかた：健康保険証と最新年度の予防接種用の所得課税証明書  
生活保護世帯などのかた：医療のしおり

\*予防接種用の所得・課税証明書は、予防接種に必要と伝えると発行手数料は無料です。運転免許証などの本人確認書類を持って、次の窓口へお越しください。

窓口▶市役所1階総合窓口、2階市民税課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

\*予防接種の対象要件に該当するかたで、東日本大震災による原発避難者特例法に基づく指定市町村から秋田市へ避難しているかたは接種券が必要です。

●問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1179



1階市民ホール横

## 市役所庁舎内に 広告を出しませんか

市役所本庁舎内に掲出する広告を随時募集しています。掲出期間は、掲出決定日から来年3月末まで。申込方法など、詳しくは、ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 1002054  
◆ 広告募集場所と枠数

- ① 庁舎1階4枠 B1サイズ
- ② 庁舎2階14枠 B1サイズ
- ◆ 広告掲出料(①+②)
- ① 広告料(1枠あたり)  
庁舎1階 11万円  
庁舎2階 11月3千円
- ② 使用料(1枠あたり)  
30日の場合 1千60円
- 問い合わせ 財産管理活用課 ☎(888)5439

## 秋田市への移住者数

令和4年2月末現在  
( )内は前年同月比

令和3年度に  
移住した世帯数  
132世帯(+19)

令和3年度に  
移住した人数  
264人(+42)

県に移住希望登録をし  
秋田市へ移住したかた

人口減少・移住定住対策課

☎(888)5487



## 小規模修繕の受注希望業者 者の登録を受け付けます

市が発注する、50万円以下の小規模修繕の受注を希望する業者の登録を受け付けます。申請要領・用紙は、市役所4階契約課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

◆ 広報ID番号 1017534

対象▶市内に主たる事業所があるかた。個人、法人また建設業の許可の有無、経営規模、従業員数などは問いませんが、建設工事の業者登録を行っている場合は申請できません  
有効期間▶今年6月1日(水)から令和6年5月31日(金)まで  
受付期間▶5月9日(月)から20日(金)までの、平日午前8時30分〜正午、午後1時〜5時  
● 問い合わせ  
契約課 ☎(888)5436

## 特定給食施設開始届の 提出をお忘れなく

食事を提供する施設のうち、次の対象施設は、給食を開始した日から1か月以内に「特定給食施設開始届」を、保健予防課(八橋)へ提出してください。

様式は、市ホームページからダ

ウンロードできるほか、秋田市電子申請・届出サービスからも届出できます。

◆ 広報ID番号 1028492

対象施設▶特定かつ多数の人に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する施設

● 問い合わせ  
保健予防課 ☎(883)1178

## 市街化調整区域内の開発 許可制度を見直しました

都市計画法などの改正により、市街化調整区域内で、条例で定める特例的に建物の建築を認める区域(「条例区域」)に、災害の危険性の高い区域を含めないことが盛り込まれました。

これに伴い、「秋田市宅地開発に関する条例」を改正し、条例区域の見直しを行いました。制度内容や見直し後の条例区域については、市ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 1032167

## 条例区域とは

市街化調整区域内で、一定の基準を満たす集落の土地について、住宅などを建てることのできるように条例で規制を緩和している区域

▼河辺・雄和地域における、市で定

める主要な道路に接する土地について、工場や事務所、アパート、店舗などを建てることのできるように条例で規制を緩和している区域など

● 問い合わせ  
都市計画課 ☎(888)5764

## 不動産を担保とした 生活資金の貸付制度

現在お住まいの自宅の土地を担保にできる生活資金貸付制度があります。住み続けながらも生活費の貸付を受けることにより、その世帯の自立を支援することを目的としています。

## 対象

- ① 借入申込者が単独所有する居住用不動産に居住している世帯であること
- ② 居住用不動産に賃借権、抵当権などが設定されていないこと
- ③ 配偶者または親以外の同居人がいないこと
- ④ 世帯の構成員が65歳以上であること
- ⑤ 借入申込世帯が市町村税の非課税世帯、または均等割課税世帯であること
- ⑥ 居住用不動産の概算評価額(土地のみ)が1千万円以上であること
- 問い合わせ 秋田市社会福祉協議会 ☎(838)6477